

和泉市長 井坂 善行 様

和泉市情報公開審査会  
会長 松田 聡子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成19年5月1日付け諮問第3号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立ての対象公文書について、実施機関が行った部分公開の決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が市長に求めた「和泉市国民健康保険運営協議会各委員の住所、電話番号」の情報公開請求について、市長が当該情報が記載された「和泉市国民健康保険運営協議会委員名簿」（以下「委員名簿」という。）のうち一部委員の住所、郵便番号及び電話番号を非公開とする部分公開決定を行ったことに対して、当該決定を取り消して非公開部分を公開することを求めるものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 和泉市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員は市庁舎に常駐しておらず決まった日時に滞在もしていないので、委員の住所が公開されていないと、市民が委員に意見を述べようとしても連絡をとることができない。
- (2) 公務に関与する者の住所及び電話番号は、個人情報として保護するよりも、市民が意見を述べられるように公開することの方が公益性が高い。現に民生委員や市議会議員の住所は公開されている。
- (3) 情報公開制度は市民の参政権を保障するためにできたものである。運営協議会委員の住所及び電話番号は個人情報ではあるが非公開にするほどの具体的な理由がないので、公開して市民の参政権を保障すべきである。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 運営協議会の委員選任区分は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等被保険者を代表する委員の4種に分類される。このうち被保険者を代表する委員について、委員名簿に自宅の住所及び電話番号が記載されているので、条例第6条第1項第2号（個人情報）の規定によりこれを非公開とした。保険医又は保険薬剤師を代表する委員と被用者保険等被保険者を代表する委員は、その所属団体の事務所の住所及び電話番号が委員名簿に掲載されているためこれを公開した。公益を代表する委員は、委員名簿に自宅の住所及び電話番号が記載されているが、市議会議員を兼ねて

おり自宅の住所等が一般に公表されているためこれを公開した。

- (2) 運営協議会に意見を述べたい者は、個々の委員の自宅へ訪問等をするのではなく、事務局を通じて運営協議会全体へ意見を提出することが望ましい扱いである。仮に特定の委員にだけ意見を述べたい場合も、事務局を通じて伝えることができるので、住所等が分からないと意見が言えないという主張は誤りである。
- (3) 自宅の住所及び電話番号は、委員個人の生活の本拠地に関する情報であり、公務員の立場であることを考慮しても、委員の権利利益を保護するよりも公開することの公益性が優越するとは考えられない。
- (4) 議会議員や民生委員の住所は公表されているから、これにならって運営協議会委員も住所を公開すべきと主張しているが、運営協議会委員は会議への出席以外の職務は行わないので、住所等を一般に周知する必要性がなく、議会議員や民生委員と同列に扱うことはできない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件情報公開請求において実施機関が特定した文書の提出を受け、当該文書の見分を行い審議した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件情報の内容について

実施機関が部分公開決定を行った委員名簿には、運営協議会委員の4種類の選任区分ごとに、委員の氏名、所属、郵便番号、住所及び電話番号が記載されている。ただし、一部の委員は、自宅ではなくその所属する組織の事務所の郵便番号、住所及び電話番号が記載されている。

このうち実施機関が非公開とした情報は、被保険者を代表して選任された委員の自宅の郵便番号、住所及び電話番号である。

### (2) 条例第6条第1項第2号(個人情報)該当性について

実施機関が非公開とした情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、かつ一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。また、条例第6条第1項第2号ただし書ア～エに該当するかどうかについては、運営協議会委員が公務員であることから、ただし書エの「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」に該当するかどうかの問題となるが、本件情報は職務に関係のない自宅の住所等の情報であるから、これには該当しない。

したがって、当審査会は、本件情報が条例第6条第1項第2号に該当し、これを非公開とした実施機関の決定は妥当であると認めるものである。

## (参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日付	処理内容
平成19年 3月30日	情報公開請求
4月4日	部分公開決定
4月13日	異議申立て
5月1日	諮問書の受理

6月11日	審査会招集 ・実施機関の意見陳述、質疑応答 ・審議
7月2日	実施機関への答申